

## 令和3年度（上期分）会費納付のお礼とお知らせ

令和3年度会費（宅建協会上期分及び保証協会年会費）をご納付いただき、ありがとうございました。

口座振替手続き済みの方につきましては、先月27日にお引き落としをさせていただきました。

一部、**引落しのできなかった方**につきましては、**6月28日（月）に再振替をさせていただきますので、金融機関前営業日の6月25日（金）までにご指定口座へ入金をお願いします。**

また、請求書をお送りした方につきましても、既に多くの方から納付いただいております。まだ納付いただいていない方は、手数料をご負担の上、お振込下さいませよう、よろしくお願いいたします。

## 令和3年度 賃貸不動産経営管理士講習のお知らせ

令和3年度の賃貸不動産経営管理士講習の受講申し込みが開始されましたので、お知らせ致します。本講習の修了者には、11月に実施予定の本試験において5問免除となります。

なお、昨年度に引き続き、兵庫県宅建会館（兵庫県宅建協会本部）においても、令和3年8月27日（金）、定員60名で会場を設置し開催予定です。

試験、講習等の詳細やお申込みは、下記のホームページをご覧ください。

◎賃貸不動産経営管理士協議会ホームページ  
<https://www.chintakanrishi.jp/>

◎全宅管理ホームページ（申込受付サイト）  
<https://chinkan.jp/lp/training>

## 宅地建物取引士証の有効期限を確認しましょう

宅地建物取引士として業務を行うためには、有効な宅地建物取引士証を所持していなければなりません。有効期限が切れている取引士証では、取引士としての業務を行うことは出来ません。また、宅建業者は、専任の取引士の法定数が不足した場合は、2週間以内に補充等必要な措置をとらなければなりません。違反した場合は、宅地建物取引業法違反となりますので、ご注意ください。

### 宅地建物取引士証を更新するには

都道府県知事の指定する法定講習会を受講することが必要です。兵庫県知事に登録している更新対象者には、取引士証の期間満了日から約4～5ヶ月前頃に封書にて受講申込書を登録されている住所に送付します。

※住所等が変更されている場合は案内が届きませんので、必ず変更登録申請書を提出してください。

## 【国土交通省】賃貸型集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について

賃貸型集合住宅におけるLPガス料金の情報提供に関して、国土交通省より全宅連宛に周知の依頼がありましたのでご案内します。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/6430/>

## 賃貸住宅管理業の登録制度施行に伴う「業務管理者講習」のご案内

賃貸住宅管理業登録制度の施行に伴う「業務管理者講習」について、お知らせ致します。

業務管理者となるためには、一定の賃貸不動産経営管理士が「業務管理者移行講習」を受講する方法、および、一定の宅地建物取引士が「賃貸住宅管理業業務管理者講習」を受講する方法があります。また、令和3年度からの賃貸不動産経営管理士試験が予定されています。

### ・賃貸住宅管理業業務管理者講習

管理業務に関する2年以上の実務経験を持つ宅地建物取引士の方が対象となります。

講習の申し込み等は、[ハトマーク支援機構](#)が行っています。

### ・業務管理者移行講習

令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格し、令和4年6月までに登録を受けた賃貸不動産経営管理士が対象となります。

なお、この講習は令和4年6月までの期間とされています。

講習の申し込み等は、[日本賃貸住宅管理協会](#)が行っています。

詳細やお問合せ等は、下記ホームページ等よりご確認ください。

○（一社）賃貸不動産経営管理士協議会  
[https://chintakanrishi.jp/about/course\\_g/](https://chintakanrishi.jp/about/course_g/)  
TEL：0476-33-6660

○（一財）ハトマーク支援機構  
<https://www.hatomark.or.jp/gyoumukanrikoushu/>  
TEL：03-6773-4654

○（公財）日本賃貸住宅管理協会  
<https://www.jpmm.jp/migration/>  
TEL：0476-33-6660

## 兵庫県知事選挙

投票日 **7月18日**（日）

投票時間 **午前7時～午後8時**（一部の地域を除く）

投票日当日、仕事、買い物、レジャーなどの予定がある方は、**期日前投票**をすることができます。

**新型コロナウイルス感染症予防**の観点から、**期日前投票**を積極的にご利用ください。

### 【期日前投票のできる期間】

**7月2日（金）～7月17日（土）**

詳しくは、住所地等の市区町選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

**そろって投票しましょう！！**

## 【全宅管理からのお知らせ】

### 全宅管理サポーター制度のご案内

全宅管理では、昨年度に引き続いて、全宅管理サポーター制度を実施しています。この制度は、新規入会をご検討されている方が、全宅管理会員様からの紹介状（所定の書式）と一緒に入会申込書をご提出頂くことで**入会金（20,000円）が免除**されるものです。

- 期間：令和4年3月31日まで
- 入会金：~~20,000円~~ ←不要
- 年会費：24,000円（月額2,000円×12ヶ月分）

詳しくは、全宅管理ホームページをご覧ください。

<https://chinkan.jp/>



会社情報の更新を！  
操作はたっけんクラウドから！